

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	令和7年6月16日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	京田辺市 262111
地域名 (地域内農業集落名)	大住 (松井・西八・東林・岡村・三野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	98.39 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	160.3 ha
② 田の面積	81.36 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.03 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

松井・西八地区については、ほ場整備事業が完了し、基盤整備が完成しているが、他の東林・岡村・三野地区については、水田は狭小、不整形であり、集落と介在する農地も多い。このため、都市近郊における優良農地の確保、土地の集団化等により担い手が農地を守れるようにすることを目指すため、ほ場整備等の検討が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

大住地区の松井・西八の105.5haについて既に基盤整備がなされている。農業生産は水稻と野菜作りが主体で昭和55年に実施した新農業構造改善事業の完了したところにおいては施設栽培が行われており、水稻となす・花菜などの輸作体系として土地利用を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- 農地の効率的・総合的な利用を進めるため、「農地中間管理機構」を活用し、農地の利用権を調整し、担い手農家や認定農業者への農地集約を進めます。
- 安定兼業農家が多い現状を踏まえ、担い手への農地の集積だけでなく、機械の共同利用など新しい形の農地活用を検討します。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	10.6 %	将来の目標とする集積率	50 %
--------	--------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現在、東林地区では、東林区ほ場整備準備委員会が立ち上げられ、圃場整備実施に向けた気運を醸成されているところである。その他の地域においても必要に応じて圃場整備などの検討を行う。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域における農業の将来の在り方の実現に向けて、農地中間管理事業を活用する
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備未整備地区において、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
兼業農家やホリデーファーマー、半農半Xが、地域農業の担い手となっていけるよう地域での話し合いを継続していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特に無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

地域農業の維持・発展のための農業用機械・施設等の設備面の整備に取り組む。また、そのために国庫事業や京都府事業を活用し、共同化・集約化のためのハード整備を進めていく。

また、フラッグシップ輸出産地(宇治茶部会を中心とした輸出産地)として、輸出にも取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
				別紙のとおり		ha	ha	
						ha	ha	
						ha	ha	
						ha	ha	
						ha	ha	
						ha	ha	
		na	na			ha	ha	
		ha	ha			ha	ha	
		ha	ha			ha	ha	
		ha	ha			ha	ha	
		ha	ha			ha	ha	
計	326経営体		98.39 ha	0 ha		98.33 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5. 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		該当なし。	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。